

改正環境影響評価指針における記載事項（案）について

I 計画段階配慮書手続における指針等の追加

	ページ
1 配慮書対象事業に係る計画の立案の段階における決定事項	
計画立案段階における決定事項	1
2 計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針	
複数案の設定	1
事業特性及び地域特性の把握	1
計画段階配慮事項の選定	2
調査、予測及び評価の手法	3
調査の手法	4
予測の手法	5
評価の手法	5
3 計画段階配慮事項についての検討に当たって一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針	
意見聴取	6

II 現行指針の見直し

4 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針	
対象事業の追加	8
環境要素における「低周波音」の追加	8
「工事の実施に伴う温室効果ガス」に係る環境影響評価の実施	8
参考手法の最適化	8
配慮書手続段階の情報及び検討結果の活用	8
専門家の属性の公表（透明性の向上）	9
5 環境の保全のための措置に関する指針	
複数案からの絞り込み過程における検討結果の明示	9
6 事後調査の項目及び当該項目に係る調査の手法を選定するための指針	
事後調査の項目・手法の設定等における専門家の関与	9
7 報告書の作成	
報告書の作成時期等	9
報告書の記載事項	10
事業主体が引継がれた場合の措置	10
8 関係地域の決定方法	
配慮書手続における環境影響を受ける範囲と認められる地域	10

I 計画段階配慮書手続における指針等の追加

○計画段階配慮書手続における指針等の基本方針（案）

条例の計画段階配慮書手続は改正法に準じたものであることから、当該手続に係る環境影響評価指針は、法の基本的事項及び主務省令に準じて設定していくこととする。

○環境影響評価指針における記載事項（案）

項目	環境影響評価指針における記載事項（案）	備考
1 配慮書対象事業に係る計画の立案の段階における決定事項		
計画立案段階における決定事項	<p>●計画段階配慮事項の検討は、<u>事業の位置若しくは規模又は建造物等の構造若しくは配置等に関するもの</u>の決定段階である旨を指針に規定。</p>	
2 計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針		
複数案の設定	<p>●計画段階配慮事項の検討に当たっては、原則として、<u>事業に係る位置若しくは規模又は建造物等の構造若しくは配置等に関する適切な複数案を設定。</u> 複数案を設定できない場合は、その理由を明らかにする。</p> <p>●<u>位置・規模に関する複数案の設定を優先的に検討するよう努める。</u> ただし、建造物等の構造・配置に関する複数案の検討が重要となる場合があることに留意。</p> <p>●－</p>	<p>◆<u>複数案における事業を実施しない案（ゼロ・オプション）の設定については、国の基本的事項では、現実的である限り複数案に含めるよう努めるべき旨が記載されているが、具体的にどのような場合に現実的であるかを考慮し検討。</u></p>
事業特性及び地域特性の把握	<p>●計画段階配慮事項の検討に当たって、事業の内容（事業特性）並びに事業の実施が想定される区域及びその周囲の地域の自然的社会的状況（地域特性）を把握。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><事業特性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業の種類、規模 ・対象事業の実施想定区域の位置 ・対象事業の諸元 ・対象事業に係る工事計画の概要 ・その他の対象事業に関する事項 <p><地域特性></p> <p>イ 自然的状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象、大気質その他の大気に係る環境の状況* </div>	<p>◆方法書以降の手続と同様の規定。</p> <p>◆事業特性、地域特性の内容は、方法書以降のものと同一。</p>

項目	環境影響評価指針における記載事項（案）	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音※、振動、悪臭に係る環境の状況 ・水象、水質、水底の底その他の水に係る環境の状況※ ・地形及び地質の状況 ・地盤、地下水及び土壌の状況※ ・動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 ・景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況 <p style="text-align: right;">※環境基準の確保の状況を含む。</p> <p>ロ 社会的状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口及び産業の状況 ・土地利用の状況 ・河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 ・交通の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 ・下水道の整備の状況 ・環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 ・その他対象事業に関し必要な事項 	
<p>計画段階配慮事項の選定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業特性及び地域特性に関する情報等を踏まえ、影響要因により<u>重大な影響を受けるおそれがある環境要素</u>に関し、当該影響が及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討。 ●計画段階配慮事項の選定に当たっては、影響要因を適切に区分し、区分された影響要因ごとに検討。 この時、<u>工事の実施に係る影響要因の区分</u>については、影響の重大性に着目し、<u>必要に応じ選定</u>。 ●上記の検討は、以下に掲げる環境要素を適切に区分し、区分された環境要素ごとに実施。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 大気質、騒音及び低周波音、振動、悪臭、水質、水底の底質、地形及び地質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質、日照障害、その他の環境要素</p> <p>2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 動物、植物、生態系</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆方法書以降の手続では、影響を受けるおそれがある環境要素に関し検討。 ◆方法書以降の手続では、工事の実施に係る影響要因の区分を必要に応じて選定する旨の規定はない。 ◆計画段階配慮事項の範囲は、方法書以降の環境影響評価における環境要素の区分及び影響要因の区分と同一。

項目	環境影響評価指針における記載事項（案）	備考
	<p>3 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況</p> <p>4 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素 廃棄物等、温室効果ガス等</p> <p>●計画段階配慮事項を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定。助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理。また、専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努める。</p> <p>●計画段階配慮事項の選定の理由を明らかにできるよう整理。</p>	<p>◆方法書以降の手続と同様の規定。</p> <p>◆方法書以降の手続と同様の規定。</p>
調査、予測及び評価の手法	<p>●計画段階配慮事項の調査、予測及び評価は、以下に掲げる事項を踏まえ、設定された複数案及び選定された計画段階配慮事項（選定事項）ごとに実施。</p> <p>1 「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」に係る選定事項 汚染物質の濃度その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化（構成要素そのものの量的な変化を含む。）の程度及び広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握できること。</p> <p>2 「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」に係る選定事項 （動物及び植物） 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。 （生態系） <u>以下のような重要な自然環境のまとまりを場として把握し、これらに対する影響の程度を把握できること。</u> ア 自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集及び自然海岸等、人為的な改変をほとんど受けていない自然環境や一度改変すると回復が困難な脆弱な自然環境 イ 里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境</p>	<p>◆方法書以降の手続では、「<u>複数案ごと</u>」の規定なし。</p> <p>◆生態系以外は、方法書以降の手続と同様の規定。</p>

項目	環境影響評価指針における記載事項（案）	備考
	<p>ウ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境</p> <p>エ 都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境</p> <p>3「人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」に係る選定事項 （景観） 景観に関し、景観資源の分布状況及び眺望の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。 （人と自然との触れ合いの活動の場） 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。 （地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況） 歴史的な町並みや伝統文化など市民生活の精神的なよりどころとなる歴史的文化的な環境の程度を把握できること。</p> <p>4「環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素」に係る選定事項 廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。</p> <p>●計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定。助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理。また、専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努める。</p> <p>●計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明示。</p>	<p>◆方法書以降の手法と同様の規定。</p> <p>◆方法書以降の手法と同様の規定。</p>
調査の手法	<p>●調査の手法は、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、<u>複数案</u>及び選定事項ごとに選定。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 調査すべき情報 調査地域の気象、水象等の自然条件及び人口、産業、土地又は水域利用等の社会条件</p> <p>2 調査の基本的手法 原則として国、地方公共団体等が有する既存の資料等により収集し、そ</p> </div>	<p>◆方法書以降の手法では、「<u>複数案</u>ごと」の規定なし。</p> <p>◆方法書以降の手法では、既存資料、専門家等からの知見、</p>

項目	環境影響評価指針における記載事項（案）	備考
	<p><u>の結果を整理し、及び解析する手法</u> ただし、<u>重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの知見を収集し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する方法</u></p> <p>3 調査対象地域 事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される地域及びその他の調査に適切な範囲で認められる地域</p>	<p>現地調査による情報の収集について、同等（並列）に規定。</p>
<p>予測の手法</p>	<p>●予測の手法は、知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、<u>複数案及び選定事項ごと</u>に選定。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、<u>可能な限り定量的に把握する手法</u>（定量的な把握が困難な場合にあつては、定性的に把握する手法）</p> <p>2 予測の対象とする地域 調査地域のうちから適切に選定された地域</p> </div>	<p>◆方法書以降の手続では、「<u>複数案ごと</u>」の規定なし。</p> <p>◆方法書以降の手続では、「<u>可能な限り</u>」の規定なし。</p>
<p>評価の手法</p>	<p>●評価の手法の選定に当たっては、調査及び予測の結果を踏まえ、次の事項に留意。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>複数案が設定されている場合は、当該複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較すること。</u> ・位置等に関する複数案が設定されていない場合は、選定事項についての環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かを検討すること。 <p>●国又は地方公共団体によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについて検討。</p> <p>●調査、予測及び評価の結果、<u>複数案間において各選定事項に係る環境影響に差異がない場合には、必要に応じて選定事項以外の環境要素についても選定の上、調査、予測及び評価を行い、複数案ごとに各環境要素に係る環境影響の程度を整理し、これらを比較。</u></p>	<p>◆方法書以降の手続では、複数案が設定されている場合の比較整理に関する規定なし。</p> <p>◆方法書以降の手続と同様の規定。</p> <p>◆方法書以降の手続では、複数案が設定されている場合の比較整理に関する規定なし。</p>

項目	環境影響評価指針における記載事項（案）	備考
3 計画段階配慮事項についての検討に当たって一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針		
意見聴取	<p>（一般からの意見聴取）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●計画段階配慮事項の検討に当たっては、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めることとし、意見を求めない場合は、その理由を明らかにする。 ●意見聴取に当たっては、<u>配慮書の案又は配慮書のいずれか配慮書事業者が適切と判断する図書</u>について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努める。 ●ただし、意見聴取に当たって、配慮書対象事業の計画の立案に複数の段階がある場合は、それらの立案の段階ごとに一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国の基本的事項では、関係地方公共団体（関係市町村）の長からの意見聴取についても規定しているが、環境影響評価条例では、市町村の長からの意見聴取は条例及び規則で規定されるため、指針では一般（県民等）のみを対象とする。 ◆国の基本的事項では、可能な限り、<u>配慮書の案について意見を求めるよう努めること</u>とされているが、改正条例（第4条の5）において、<u>配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるよう努めること</u>としており、条例に基づく指針において、<u>配慮書の案についての意見聴取を優先</u>することを規定することは適切でないと考えられるため、あくまで事業者の判断とする。 ◆国の基本的事項では、計画の立案に複数の段階がある場合は、それらの立案の段階ごとに意見を求める旨が規定されている。 一方、環境影響評価指針では、（左欄の）上の記載事項（案）で、<u>配慮書の案又は配慮書のいずれかで意見聴取</u>することを規定する案としているが、立案の複数の段階ごとに意見聴取を行う場合、<u>配慮書の案と配慮書の両方で意見聴取</u>することになるため、上の記載事項のただし書として規定する案とする。
	<p>（一般からの意見聴取の方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般からの意見を求める場合は、その旨を、以下の方法のうち適切な方法により公表する。 <ul style="list-style-type: none"> ・官報への掲載 ・愛知県公報への掲載 ・関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報に掲載すること。 ・時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載 ●公表に当たっては、以下の事項を公表内容に含める。 <ul style="list-style-type: none"> ・配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ・事業の名称、種類及び規模 ・事業実施想定区域 	<ul style="list-style-type: none"> ◆方法書及び準備書についての公告の方法（規則第5条及び第12条）と同様の規定。なお、国の基本的事項では、<u>インターネットへの掲載による方法</u>についても挙げられているが、左記の方法と比べて周知の効果が低いと考えられるため、指針では規定しない。 ◆方法書及び準備書について公告する事項（規則第7条及び第14条）と同様の規定。

項 目	環境影響評価指針における記載事項（案）	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮書の案又は配慮書の供覧等の方法及び期間 ・ 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出されることができる旨 ・ 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項 <p>●意見聴取に当たっては、適切な期間を確保。</p> <p>●配慮書の案又は配慮書（これらの要約書を含む。）を関係地域内において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表。</p> <p>●縦覧に供する場所は、以下に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮書事業者の事務所 ・ 愛知県の庁舎 ・ 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設 ・ その他、事業者が利用できる適切な施設 <p>●公表は、事業者のウェブサイトへの掲載により実施。</p> <p>●環境の保全の見地から意見を有する者が提出する意見書には、以下の事項を記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ・ 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称 ・ 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見 	<p>◆適切な期間については、主務省令を参考に記載を検討。</p> <p>◆方法書及び準備書の縦覧場所（規則第 6 条及び第 13 条）と同様の規定。</p> <p>◆方法書及び準備書についての意見書の記載事項等（規則第 8 条及び第 19 条）と同様の規定。</p>

II 現行指針の見直し

○現行指針見直しの基本方針（案）

現行指針は法の基本的事項及び主務省令と同様の規定となっていることから、指針に見直しは、基本的に法の基本的事項等の見直しに準じて行うこととする。

○環境影響評価指針における記載事項（案）

項目	環境影響評価指針における記載事項（案）	備考
4 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針		
対象事業における「風力発電所の設置の工事」の追加	<p>●参考項目【現行指針第5第1項】</p> <p>参考手法【現行指針第7第1項】</p> <p>条例対象事業として追加する風力発電所の設置の工事について、参考項目（別表第1）、参考手法（別表第2）に反映</p>	◆今後、改正主務省令を参考に検討。
環境要素における「低周波音」の追加	<p>●環境影響評価項目の選定【現行指針第5第3項(1)イ】</p> <p>環境影響評価項目の選定における環境要素の「騒音」を「騒音・低周波音」に改める。</p> <p>（計画段階配慮事項の選定における環境要素においても同様に「騒音・低周波音」とする。）</p>	◆低周波の具体的な記載（定義を含む。）については、今後、改正主務省令を参考に検討。
「工事の実施に伴う温室効果ガス」に係る環境影響評価の実施	<p>●参考項目【現行指針第5第1項】</p> <p>参考手法【現行指針第7第1項】</p> <p>建設工事等に伴う建設機械の稼働や運搬車両に係るCO₂の排出について、参考項目（別表第1）、参考手法（別表第2）に反映。</p>	◆今後、改正主務省令を参考に検討。
参考手法の最適化	<p>●参考手法【現行指針第7第1項】</p> <p>参考手法（別表第2）に、最新の科学的知見を反映するよう、また、事業者が個別の事業特性や地域特性等に合わせて最適な手法を選択できるよう複数の手法を含めるよう努める。</p> <p>また、指針第7項第1項についても、事業者が、調査及び予測の手法の選定に当たって、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、事業特性及び地域特性を踏まえて最適な手法を選定しなければならない旨の規定に修正。</p>	◆別表2については、今後、改正主務省令を参考に検討。
配慮書手続段階の情報及び検討結果の活用	<p>●事業特性及び地域特性の把握【現行指針第4第1項】</p> <p>計画段階配慮書手続において、事業特性及び地域特性が把握されることを踏まえ、方法書のこの段階では、計画立案段階以降の環境配慮の検討経緯等について整理した上で、事業特性及び地域特性に関し、不足するものについて把握、整理する旨の規定に修正。</p>	

項目	環境影響評価指針における記載事項（案）	備考
	<p>●調査、予測及び評価の手法【現行指針第6】 調査、予測及び評価の選定に当たって、計画段階配慮事項についての検討段階において収集し、及び整理した情報並びにその結果を最大限活用する旨の規定を追加。（項を追加）</p>	
<p>専門家の属性の公表（透明性の向上）</p>	<p>●環境影響評価項目の選定【現行指針第5第4項】 調査、予測及び評価の手法【（現行指針第6第2項）】 方法書の作成【（現行指針第17第5項）】 準備書の作成【（現行指針第18第2項）（方法書の作成の準用）】 専門家等の助言を受けた場合の専門家等の所属機関の属性を明らかにするよう努める旨の規定を追加。</p>	
<p>5 環境の保全のための措置に関する指針</p>		
<p>複数案からの絞り込み過程における検討結果の明示</p>	<p>●検討結果の整理【現行指針第14第2項】 位置等に関する複数案の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるように整理する旨の規定を追加。</p>	
<p>6 事後調査の項目及び当該項目に係る調査の手法を選定するための指針</p>		
<p>事後調査の項目・手法の設定等における専門家の関与</p>	<p>●事後調査の項目等の選定に係る指針【現行指針第16第2項】 事後調査の項目及び手法について、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的根拠に基づき選定する旨の規定を追加。</p> <p>●事後調査の項目等の選定に係る指針【現行指針第16】 事後調査の終了等の判断、事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行う旨の規定を追加。</p>	
<p>7 報告書の作成</p>		
<p>報告書の作成時期等</p>	<p>—</p>	<p>◆条例では、従前から、環境影響評価における予測の不確実性を補うなどの観点から、工事中や供用後における事後調査手続（報告書の知事等への送付、公告・縦覧、必要に応じ知事意見）を制度化しているが、報告書の作成の時期は規定していない。 事業者に対しては、事案に応じて、評価書に書かれた事後調査計画の適切な時期又は、定期的（1年に1回）に報告書を作成し、条例の手続を行うよう指導しており、報告書作成時期の規定の追加に係る見直しはしない。</p>

項目	環境影響評価指針における記載事項（案）	備考
報告書の記載事項	<p>●報告書の作成【現行指針第20】 基本的事項で新たに規定された報告書の記載事項のうち、現行の環境影響評価指針で明記されていない以下の事項を記載事項として明記（追加）。</p> <p>①環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度 ②専門家の助言を受けた場合はその内容等</p>	<p>◆①②については、報告書を公告・縦覧することを勘案すれば、記載事項として明記することが適当と考えられる。 さらに、②については、上記の「事後調査の項目・手法の設定等における専門家の関与」における見直しを踏まえ、報告書に明記することが適当。</p>
事業主体が引継がれた場合の措置	—	<p>◆条例において、既に事業主体が他の者に引き継がれた場合の知事への報告について規定されているため、見直しは不要。</p>
8 関係地域の決定方法		
配慮書手続における環境影響を受ける範囲と認められる地域	<p>●環境影響を受ける範囲と認められる地域（現行指針第21） 配慮書の案又は配慮書について意見を求める場合の関係地域の範囲に係る規定（環境影響を受ける範囲であると想定される地域）を追加。</p>	<p>◆複数案が設定されている場合、いずれかの計画案によって影響のおそれがある地域は全て関係地域となる。</p>